

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和4年4月25日(月) 午前10時28分～午前10時34分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 10番 杉浦 辰夫、 12番 鈴木 勝彦、
13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(9番) 柳沢 英希、 副議長(3番) 杉浦 康憲、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、
8番 黒川 美克、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 11番 北川 広人、
14番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 議会運営に関する申合せ事項の一部改正について
- 2 令和4年第3回臨時会の日程等について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 議会運営に関する申合せ事項の一部改正について

委員長 この件については、本日の各派会議において、資料のとおりとすることで意見がまとまっております。

お諮りいたします。

議会運営に関する申合せ事項の一部改正について、資料のとおりとすることに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので資料のとおりとすることが決定いたしました。また、改正事項については本日より施行することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので本日より施行することに決定いたしました。よって、今後の協議の場は各派代表者会議となりますので、よろしくお願いたします。

2 令和4年第3回臨時会の日程等について

委員長 事務局より説明を求めます。

説（事務局 副主幹） それでは、配付させていただいております、令和4年第3回臨時会の会期及び会議日程（案）を御覧いただきたいと思います。

会期は、5月20日、金曜日の1日間とします。会議日程としましては、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、説明、質疑、討論、採決、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、議会改革特別委員会委員の選任、衣浦衛生組合議会議員の選挙、衣浦東部広域連合議会議員の選挙、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件、閉会の順でお願いしたいと思います。

なお、現時点で市長部局からの提出議案は、一般議案、承認案件等5件が予定されております。また、特別委員会委員、組合議会議員、連合議会議員については、既に御協力をいただいた議員の方もいらっしゃいますが、辞職願の署名に御協力をお願いいたします。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました（案）のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。
次に事務局より発言を求められていますので、これを許可します。

説（事務局長） それでは、私のほうから一点、お願いをいたします。議会のクールビズの関係でございます。議会運営の申合せでは、原則、6月1日から9月30日というふうになっております。例年、議運のほうで、5月の臨時会の翌日から10月31日までをクールビズ期間としておりますけれど、本年についても、そのようにさせていただいてよろしいか、御意見を伺いたいと思います。

委員長 それでは議会のクールビズについて、例年のとおり実施。期間は5月21日から10月31日までとしてよろしいでしょうか。

意（2） 一つ御提案なのですが、先ほど事務局長からの説明でもありました、このクールビズの期間ですけど、毎年この時期にクールビズの期間を5月の臨時会の翌日から10月31日までに変更しております。先ほど申合せ事項の一部の改正を行いましたので、このクールビズの期間の申合せを、5月臨時会の翌日から10月31日までと変更してはいかがでしょうか。

委員長 ただいま神谷直子委員より、申合せ事項にあります、クールビズの期間を変更してはどうかと提案がありました。この件について御意見がありましたらお願いいたします。

意 見 な し

委員長 御意見もないようですので、クールビズの期間を5月臨時会の翌日から10月31日までに改正することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定いたしました。また、改正事項については、本日より施行することとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、本日より施行することに決定いたしました。それではクールビズの期間については、5月臨時会の翌日から10月31日までとなりますので、よろしく願いいたします。また、例年6月、9月定例会については、上着、ネクタイの着用は自由としておりますが、ポロシャツ、チノパンの着用は控えていただきますようお願いいたします。事務局から市長部局へも連絡をお願いします。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時34分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長